小田原市のスポーツ施設の概要

- 〇 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
- 〇 小田原テニスガーデン
- 〇 城山陸上競技場
- 〇 小峰庭球場

令和3年7月

小田原市

I	施設の概要	
	1 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2 小田原テニスガーデン ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	3 城山陸上競技場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	4 小峰庭球場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
П	利用料金等	
	1 利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 留意点	
	(2)条例及び規則で定めた額	
	2 現行の減免基準(現行制度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 留意点	
	(2) 減免基準	
	3 現行の還付基準(現行制度) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(1) 留意点	
	(2) 還付基準	
Ш	収入及び利用実績	
	1 施設の収入実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1) 留意点	
	(2) 過去4か年の収入実績(減免後の収入)	
	(3) 過去 4 か年の減免状況	
	2 利用実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(1) 過去4か年のスポーツ施設利用実績(人数)	
IV	収支状況	
	1 指定管理料の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	2 収支予算算出に係る資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	3 利用料金減免について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
•	4 修繕料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
V	備品の管理	
	1 備品の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
VI	その他	
	1 その他のスポーツ施設の概要と使用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

VII	参考資料
1	L 配置人員(令和2年度の状況) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
	(1) 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
	(2) 小田原テニスガーデン
	(3) 城山陸上競技場
	(4) 小峰庭球場
2	2 収支予算算出に係る資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	(1) 収入(過去4か年)
	(2) 光熱水費等の状況 (過去4か年)
	(3) 修繕の状況(過去4か年)
3	3 備品一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2:
	(1) 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ備品 ・・・・・・・・・・ 2.
	(2) 小田原テニスガーデン備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	(3) 城山陸上競技場備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	(4) 小峰庭球場備品 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	4 図面集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
	・小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン管理区域図
	・城山陸上競技場、小峰庭球場管理区域図
	・小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ平面図

・小田原テニスガーデン平面図

• 城山陸上競技場平面図

• 小峰庭球場平面図

I 施設の概要

1 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

(小田原市中曽根 263 電話 0465-38-1144)

(/	小田原巾中冒↑ •	艮 263 電話 0465-38-1144)	
区分 1	区分2	内容	
1	_	スポーツ及びレクリエーション並びに文化の振興を図る。	
施設			
目的			
2	竣工・開放	竣工:平成8年10月、開放:平成9年1月	
施設	設 構造・規模 敷地面積:31,613 m ² 、建築面積:11,666 m ² 、延床面積:16,199 m		
概要		 構	
		駐車場:632台(臨時駐車場含む)	
		(内訳) 舗装駐車場:217台、臨時駐車場 (P1):330台、	
		臨時駐車場 (P2):50 台、臨時駐車場 (P4):35 台	
		・メインアリーナ	
		定員:6,000 人	
		面積:3,400 ㎡ 南北 85m×40m 固定席:2,624 席、収納式可動席(ロールバックチェア):924 席	
		選手控室:36 m ² ×4室 洗面台・姿見付設	
		競技運営室: 48 ㎡ 臨時電話接続盤・館内放送設備付設	
		記者室: 26 ㎡ 臨時電話接続盤付設	
		更衣室:男・女各 53 ㎡ ロッカー・温水シャワー付設	
		身障者用トイレ:2か所 身障者用シャワー:1か所	
		床素材:カナディアンハードメープル	
		耐荷重:5 t/m²	
		美術バトン: 5本 ライトバトン: 8本	
		スピーカーバトン:2本	
		フロア仮設分電盤:2か所(単相3線)	
		フロアC型ウォールコンセント:12回路4か所	
		フロアPA用コネクタ盤:2か所	
		フロア音響PA盤:1か所	
		場内用コネクタ盤:3か所	
		電話接続盤:4か所	
		中継車用コネクタ盤:1か所	
		搬出入口幅:2.9m×高さ3m(荷解スペース 35 ㎡)	
		・サブアリーナ	
		定員:800人	
		面積:859.2 ㎡ 南北 32m×26.85m	
		固定席:120席	
		更衣室:男・女各 16 m² ロッカー・温水シャワー付設	
		身障者用トイレ及びシャワー:1か所	
		床素材:カバザクラ	
		場内用コネクタ盤:1か所	
		仮設分電盤(キャットウォーク): 1か所	

構造•規模 2 ・トレーニングルーム 面積 455.4 m²、各種機器類 施設 更衣室:男・女各23 m ロッカー・温水シャワー付設 概要 •フィットネススタジオ 面積 131.72 ㎡、床素材:カバザクラ 2面鏡張り 2面バレエバーあり ・チャイルドルーム 面積 27 ㎡ •スポーツサウナ (男女各1室) 電気式遠赤外線低温サウナ (設定温度 75℃)、定員:各15人 シャワー:5口、大浴槽 •ランニングコース 1周300m 床面コンクリート メインアリーナ2階観客席周囲 •研修室 定員:100人 映像装置(100インチスクリーン) 音響装置(CD/ワイヤレスマイク/マイク) •大会議室 定員:60人 可動間仕切りで2室分割可能 音響装置(CD/カセットテープ/ワイヤレスマイク/マイク) •小会議室 定員:30人 •応接室 定員:10人 本革ソファ・テレビ・専用洗面所・トイレ付設 ・3 階ラウンジスペース 面積:135 m² 角テーブル:13 卓 42 席 カウンターテーブル:10 卓 20 席 男女共用トイレ 1か所 利用状況 平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和2年度 136,894 人 397, 565 人 372,010人 354,343 人 ※令和元年11月~令和2年3月 照明・屋根改修工事によりサブアリーナ閉館 ※令和2年3月3日~4月28日 新型コロナウイルス感染症対策のため原則休館 (新規予約不可) ※令和2年4月29日~6月30日 新型コロナウイルス感染症対策のため閉館 ※令和3年1月8日~3月7日

新型コロナウイルス感染症対策のため閉館

2	利用時間	午前9時~	午前9時~午後9時30分								
施設	休 館 日	毎月第4月	毎月第4月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)及び 12 月 28 日~翌年1月								
概要		3 日	3 日								
3		Fリーグク	く式能(生	王 10 同	程度)	国東大	・学バレー	- 男 力	r—部リ	ーグ戦	> 全国
主な											
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,						,		
大会		奪全国中等					•				
		学選抜ソス									
		校総体バス	スケットフ	ボール大	会、市	民総合	体育大会	、小	田原尊	徳マラ	ソン大
		会など									
4	_	◇専用利用利用料金-	1 (単位:円)	平日				±·B	.#8		
4		施設名	午前9時	→ 年後8時 - ~ 午後8時	午後8	持以降	午前9時~午後		· 147 ロ 午後8時	中以降	
利用		1/4		730		1,100		830		1,250	
A 101		メインアリーナ 2/4		1,460 2,190		2,200 3,300		1,660 2,500	-	2,490 3,750	
料金		全面		2,920		4,400		3,320	t	5,000	
		サブアリーナ		730		1,100		830		1,250	
		フィットネススタジオ 研修室	1 時間につき	730 730	1時間30分	1,100	1時間につき	730 730	1時間30分	1,100	
		大会議室		510		780		510		780	
		小会議室	_	300		460		300	-	460	
		応接室 選手控室		1,030		1,560 300		1,030		1,560	
			9時30分から翌日午前	19時まで	…1時間毎に規)	世料金の1.5倍					
		◇加算使用料一覧	_								
		施設メインアリーナ・サブアリーナ・研		営利目的・A 規定料金		営利目的・入 規定料金		営利目的・ 規定料金			
		フィットネススタジオ		規定料金		規定料金		-			
		◇個人利用利用料金-									
		サブアリーナ	施設名 15歳以上(中学	(生不可)	1人		回数券(11枚) 3.000円				
		サブアリーナ 15歳以上(中学生不可) 300円(2時間) 3,000円									
		トレーニングルーム	小中学生(トレイ	下可)	100円		1,000円				
		スポーツサウナ			100円	2時間)	1,000円 5,100円				
			・5~10月=毎週水・	土·日曜日 11月~	100円 50 4月=毎週水・2	2時間)					
		スポーツサウナ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◇ 照明料金一覧(単位	5~10月=毎週水・ い・午後2時か5午後8 :円)	土·日曜日 11月~ 出時30分(最終入場	100円 50 4月=毎週水・2)まで	2時間) D円 ド・土・日曜日					
		スポーツサウナ * スポーツサウナ営業日… * スポーツサウナ営業時間	5~10月=毎週水・ 1…午後2時か5午後8 :円) A(1/4灯)	土・日曜日 11月~ 18時30分(最終入場 B(1/2灯)	100円 50 4月=毎週水・2	2時間)					
		スポーツサウナ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◆ 短明料金一覧(単位 施設名 1/4 メインアリーナ 2/4	・5~10月=毎週水・ 1…午後2時か5年後8 :円) A(1/4灯) 面 300 面 600	土・日曜日 11月~ 日時30分(最終入場 日(1/2灯) 0 410 0 820	100円 50 4月=毎週水・2)まで C(3/4灯) 620 1,240	2時間) D円 F・土・日曜日 D(全灯) 830 1,660	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料	片を徴収する		の2倍	
		スポーツサウナ 営業日・ *** スポーツサウナ 営業日・ *** スポーツサウナ 営業時程 *** 大水ーツサウナ 営業時程 *** 公照明料金一覧(単位施設名 *** 1/4 メインアリーナ *** 2/4 3/4	5~10月=毎週水・ 1…午後2時か5午後8 :円) A(1/4灯) 面 300 面 900	土・日曜日 11月~ 8時30分(最終入場 日(1/2灯) 0 410 0 820 0 1230	100円 50 4月=毎週水・2)まで C(3/4灯) 620	2時間) D円 N·土·日曜日 D(全灯) 830	5, 100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から	料を徴収する 5翌日午前9	時まで	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◆ 短明料金一覧(単位 施設名 1/4 メインアリーナ 2/4	- 5~10月=毎週水・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	土・日曜日 11月~ 8時30分(最終入場 日(1/2灯) 0 410 0 820 0 1230	100円 50 4月=毎週水・3 まで C(3/4灯) 620 1,240 1,860	2時間) D円 R・土・日曜日 D(全灯) 830 1.550 2.490 3.320	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料	料を徴収する 5翌日午前9	時まで	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◆ 短明料金一覧(単位 施設名 1/4 メインアリーナ 2/4 全面	5~10月=毎週水・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	土・日曜日 11月~ 8時30分(最終入場 8(1/2灯) 0 410 0 820 0 1230 0 1.640	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) D円 R・土・日曜日 D(全灯) 830 1,560 2,490 3,320	5, 100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から	料を徴収する 5翌日午前9	時まで	の2倍	
		スポーツサウナ 営業日・ * スポーツサウナ 営業日・ * スポーツサウナ 営業時間 ◆ 短明料金一覧 (単位 施設名 1/4 メインアリーナ 2/4 メインアリーナ 会領 サブアリーナ ◆ 設備利用料金一覧(- 5~10月= 毎週水・ - 1···午後2時から午後8 - 1···午(後2時から午後8 - 1···午(後2時から午後8 - 1···午後2時から千後8 - 1···午後2時から千後8 - 1···午後2時から千後8 - 1···午後2時からそ後8 - 1···午後2時からそ後8 - 1···午後2時からそ後8 - 1···午後2時から千後8 - 1···午を2日からよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	土・日曜日 11月~ 19時30分(最終入場 日(1/2軒)) 410 320 0 1230 1,540 (1/2軒)	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) D円 R・土・日曜日 D(全灯) 830 1,560 2,490 3,320	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から …1時間等に規2 全一覧(単位:円) 名	料を機収する5型日午前9 定料金の1. 単位	時まで 2倍	の2 倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東日・ * スポーツサウナ * 東 * 日・ * スポーツサウナ * 東 * 日・ * スポーツサウナ * 東 * 日 * 日 * 日 * 日 * 日 * 日 * 日 * 日 * 日	・5~10月=毎週水・ ・・午後2時か5午後8 (円) A(1/4灯) 面 300 面 900 i 1,200 単位-円)	土・日曜日 11月~ 8時30分(最終入場 8(1/2灯) 0 410 0 820 0 1230 0 1.640	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DPI R・土・日曜日 D(全灯) 830 1.660 2.490 3.320 公野具利用料金	5,100円 ※加賀利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から …1時間等に規 名 一覧(単位:円) 名	料を微収する 翌日午前9 定料金の1.	時まで	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * スポーツサウナ * 素 早 日・ * スポーツサウナ * 素 早 年 単 位	・5~10月= 毎週水・ ・・午後2時から午後8 :円) A(1/4灯) 面 面 600 面 11,200 1 回 11,200 単位 円) 単位 1 回 1式 1 回 1式	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 8(1/2軒)) 100 1230 101 1230 101 1230 101 1230 103 103 103 103 103 103 103 103 103 103	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP 下・土・日曜日 D(全灯) 330 1,660 2,490 3,320 が灯) ◇野具利用料金 器具・バスケットボール器具	5. 100円 ※加算利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から …1時間毎に規以 企一覧(単位:円) 名 1回 11	料を徴収する 変担 午前9 変料金の1. 単位 1組(火) r (サ) 回1組	時まで 2倍 1,030 510 510	の2倍	
		スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◆ 短明料金一覧(単位 施設名 1/4 メインアリーナ 3/4 全領 サブアリーナ ◆ 設備利用軽金一覧(設備名 美術パトン 音響基本装置 簡易音声調整のゴン ワイヤレスマイク	- 5~10月= 毎週水・ - 1···午後2時から午後8 - 1···午後2時から午後8 - 300 - 300 - 1 200 - 300 - 4 - 4 - 1 回1式 - 1 回1式 - 1 回1式 - 1 回1式 - 1 回1式	土・日曜日 11月~ 11月~ 11月~ 11月~ 11月~ 11月~ 11月~ 11月~	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DPR F-土・日曜日 D(全灯) 830 1,560 2,490 3,320 がブ) ◇ 蓋具利用料金 第具・ バスケットボール器具 バドミントン器具	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場材 午後 9時30分から … 1時間等に規2 全一覧(単位:円) 名 1回 月 1日 1日	料を敷収する 変担年金の1. 単位 1組(メ) (サ) 回1組 回1組	辞まで 2倍 1,030 510 510 300	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * スポーツサウナ * 素 早 日・ * スポーツサウナ * 素 早 年 単 位	・5~10月= 毎週水・ ・・午後2時から午後8 :円) A(1/4灯) 面 面 600 面 11,200 1 回 11,200 単位 円) 単位 1 回 1式 1 回 1式	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 8(1/2軒)) 100 1230 101 1230 101 1230 101 1230 103 103 103 103 103 103 103 103 103 103	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP 下・土・日曜日 D(全灯) 330 1,660 2,490 3,320 が灯) ◇野具利用料金 器具・バスケットボール器具	5,100円 ※加賀利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	料を徴収する 変担 午前9 変料金の1. 単位 1組(火) r (サ) 回1組	時まで 2倍 1,030 510 510	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 日・ * スポーツサウナ * 素 早 日・ * スポーツサウナ * 素 早 車	- 5~10月= 毎週水・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上・日曜日 11月~ B(1/2軒)) B(1/2軒)) 100 1230 1.230 1.540 1.030 1.030 1.030 1.030 1.030 1.030 2.000	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP F・土・日曜日 0 (全灯) 0 30 1,560 2,490 3,320 が打) ◇野具利用料金 ボスケットボール器具 バドミントン器具 バドミントン器具 ハンドボール器具 アンドボール器具 アンドボール器具	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場材 午後9時30分から …1時間毎に規定 企一覧(単位:円) 名	科を徴収する 第20日午前9 141 141 141 141 141 141 141 14	辞まで 2倍 1,030 510 300 300 510 300	の2倍	
		スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業日・ * スポーツサウナ営業時間 ◆ 短明料金一覧(単位 施設名 1/4 メインアリーナ 2/4 テード・ファリーナ 2/4 全領 サブアリーナ 2/4 ー 2/4	- 5~10月= 毎週水・ - 1~午後2時か6千後8 - (円)	土・日曜日 11月~ 19時30分 (最終入場 410 820 1 1330 1 1340 1 1030 1 10,470 510 1 10,470 510	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP F・土・日曜日 D (全灯) 830 1,560 2,490 3,320 公野具利用料金 器具・ バスケットボール器 バレボントン器具 インディアカ器 具 インディアカ器 異	5. 100円 ※加算利用料金 営利目的で入場材 午後 9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	時を微収する 変料全の1. 単位 1組(メ) (リ) 回回1組 回回1組 回回1組	辞まで 2倍 1,030 510 510 300 300 510	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東日・ * スポーツサウナ * 東 申 ・ * スパーツサーナ * ・ * シ	- 5~10月= 毎週水・ 11十年後2時から年後8 5円 A(1/4灯) 面面 300 	上・日曜日 11月~ 時30分 (春秋入場 8(1/2軒)) 100 100 100 100 100 100 100 10	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP F×土・日曜日 D (全灯) 830 1,560 2,490 3,320 公野具利用料金 器具・ バスケットボール器 インディアカ影異 インディアカ影器 エ申辞書 フコアシート	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 年後9時30分から …1時間等に規 名 上覧(単位:円) 名 18 18 18 18 18 18	特別 (特まで 2倍 1,030 510 510 300 510 300 510 300 100 100	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東日・ * スポーツサウナ * 素 申日・ * スパーツサウナ * 素 申日・ * スパーツサーナ * タ ※ ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5~10月 = 毎週末・ 11 年後2時から年後8 12 日	上・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 11日~	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP F×±・日曜日 R×±・日曜日 330 1560 2490 3320 MT ◇野具利用料金 第具・ バスケットボール器具 バドミシトン器異具 ハンドボール器具 フンドボール器具 フコッシート 要生ボード	5.100円 ※加集利用料金 営利目的で入場材 午後9時30分から …1時間等に規 名 1回 1E 1E 1E 1E 1E	特別 (等まで 2倍 1,030 510 510 300 510 300 100 510	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東日・ * スポーツサウナ * 東 申 ・ * スパーツサーナ * ・ * シ	- 5~10月= 毎週水・ 11十年後2時から年後8 5円 A(1/4灯) 面面 300 	上・日曜日 11月~ 時30分 (春秋入場 8(1/2軒)) 100 100 100 100 100 100 100 10	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP F×土・日曜日 D (全灯) 830 1,560 2,490 3,320 公野具利用料金 器具・ バスケットボール器 インディアカ影異 インディアカ影器 エ申辞書 フコアシート	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場材 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別 (特まで 2倍 1,030 510 510 300 510 300 510 300 100 100	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東日・ * スポーツサウナ * 素神時 ◇ 短い * スポーツサウナ * 素神時 ◇ 短い * スポーツサウナ * 素神時 ◇ 独 * タインアリーナ ◇ 設備 利用料金一覧 * ターラ	5~10月= 毎週末・	上・日曜日 11月~ 時30分 (養校入場 100	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (全灯) 830 1,660 2,490 3,320 は灯) ◇器具利用料金 器具・バスケットボール器 具 バンディアール器 異 インディアル器 器具 アンディアル器 器具 アンディアル器 器具 アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを発 者が、アンディアルを表 表 できる。	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 午後9時30分から …1時間等に規 6 一覧(単位:円) 8 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	特別を 様別で 単単位 (メリカ) の 1 に の	計画で 1,030 510 510 300 510 300 100 510 40 40 100 2,080	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * ま 中 ・ * な 神 ・ *	5~10月 = 毎週末・ 11 年後2時から年後8 12 日	上・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 100 1230 11月~ 11日~ 1	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DPA F×土・日曜日 D(全灯) 830 1560 2.490 3.320 が) ◇器具利用料金 第具・ バルーボール器具 バドミントン器異具 ハンドボール器具 フハナア・カ部 スフッキング表別 要集・ ファウント 権机 スタッキングチェア 電光・海索系統 ファウル表示器	5.100円 ※加集利用料金 営利目的で入場材 午後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別 (等まで 2倍 1,030 510 510 300 510 300 100 510 40 10 2,080 510	の2倍	
		スポーツサウナ 営業 日・ ・ スポーツサウナ 営業 時日・ ・ スポーツサブアリーナ・ ・ シ酸 値利用料金一覧・ ・ 数値 個名 ・ 数値 の	5~10月= 毎週末・	上・日曜日 11月~ 時30分 (養校入場 100	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (**±*・日曜日 D(全灯) 830 1,560 2,490 3,320 ** ** ** ** ** ** ** ** **	5. 100円 ※加集利用料金 営利目的で入場枠 午後9時30分から …1時間毎に規 2	特型を制度 (学)	計画で 1,030 510 510 300 510 300 100 510 40 40 100 2,080	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * スポーツサウナ * 素 早 ・ * ま 中 ・ * な 神 ・ *	5~10月= 毎週末・	上・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 100 1230 11月~ 11日~ 1	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (**±*・日曜日 D(全灯) 830 1,560 2,490 3,320 ** ** ** ** ** ** ** ** **	5. 100円 ※加算利用料金 営利目科金・製(単位:円) を一製(単位:円) 2 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	特型を制度 (学)	等まで 2倍 1,030 510 510 300 510 300 100 510 40 10 2,080 510	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東 * ・ スポーツサウナ * 素 * ・ ま * ・ スポーツサウナ * * * ・ ま * ま *	5~10月= 毎週水 11-年後2時から年後8 12-11	上・日曜日 11月~ 時30分 (養校入場 11月~ 11日~	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (全灯) 330 1,560 2,490 3,320 (灯) ◇器具利用軽金 器具 バスケットボール器 器具 インティアルース デール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別を ・	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 位 * 1 / 4	5~10月= 毎週末・	土・日曜日 11月~ B(1/2軒))) 1410 1520 1520 1540	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (・土・日曜日	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別 大學 (A)	特まで 2倍 1,030 510 300 510 300 510 300 100 510 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 東 * ・ スポーツサウナ * 素 * ・ ま * ・ スポーツサウナ * * * ・ ま * ま *	5~10月= 毎週水 11-年後2時から年後8 12-11	上・日曜日 11月~ 時30分 (養校入場 11月~ 11日~	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (全灯) 330 1,560 2,490 3,320 (灯) ◇器具利用軽金 器具 バスケットボール器 器具 インティアルース デール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別を ・	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * スポーツサウナ * 素 日・ * スポーツサウナ * 素 早 位 * 1 / 4	5~10月 = 毎週末・ 1~午後2時から午後8 1~午後2時から午後8 1~10 1 1 1 1 1 1 1 1 1	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 11日~	100円 50 4月=毎週水・3)まで C(3/4灯) 620 1,240 2,490	2時間) DP (全灯) 330 1,560 2,490 3,320 (灯) ◇器具利用軽金 器具 バスケットボール器 器具 インティアルース デール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	5.100円 ※加算利用料金 営利目的で入場科 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別を ・	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ 営業 中・・ スポーツサウナ 営業 中・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサナ 営業 時日・・ スポーツサブアリーナ	5~10月= 毎週末・	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 11月30 11月~ 11日~ 11日	100円 50 50 4月 = 每週末・3 623 1240 1380 2480 410(分	2時間) DP (全灯) 830 1.560 2.490 3.320 (が) ◇ 登具 利用料金 第八スケットボール等 第八スケットボール等 第4 スクッキングチェア 東ットリート 大工ス等 東 フフロアシボード 和スタッキングチェア 東 オフラッキングチェア オファウル・大番 オファウェート 大番 オファウェート 大番 オファウェート 大番 オファート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 100円 ※加集利用料金 営利目的で入場特 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特別を単14・同日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ 営業 日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサブアリーナ	5~10月= 毎週末・ 1~午後2時から午後8	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 10 1230 1 1230 1 1230 1 1230 1 1230 1 1240 1 1	100円 50 50 44月 50 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62	2時間) DP (全灯) 830 1,560 2,490 3,320 (灯) ◇器具利用料金 器具 バスケットボール器 器具 バンディアールンドボール器 器具 アンディアールンドボール器 器具 アンディアールンドボール を発見 を取り、アンドボール のでは、アンドルを発している。 では、アンドルを表している。 を表している。 を表している。 など、大きないない。 など、アンドルを表している。 を表している。 など、大きないない。 など、大きないないない。 など、アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・	5. 100円 ※加集利用料金 営利目的で入場料 午後9時30分から …1時間毎に規 2	特型を制度を表現しています。 (特別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	
		スポーツサウナ 営業 中・・ スポーツサウナ 営業 中・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサウナ 営業 時日・・ スポーツサナ 営業 時日・・ スポーツサブアリーナ	5~10月= 毎週末・ 1~午後2時から午後8	土・日曜日 11月~ 時30分 (最終入場 11月~ 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 1230 11月~ 11月30 11月~ 11日~ 11日	100円 50 50 44月 50 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62 62	2時間) DP (全灯) 830 1,560 2,490 3,320 (灯) ◇器具利用料金 器具 バスケットボール器 器具 バンディアールンドボール器 器具 アンディアールンドボール器 器具 アンディアールンドボール を発見 を取り、アンドボール のでは、アンドルを発している。 では、アンドルを表している。 を表している。 を表している。 など、大きないない。 など、アンドルを表している。 を表している。 など、大きないない。 など、大きないないない。 など、アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・アンド・	5. 100円 ※加集利用料金 営利目的で入場特 年後9時30分から ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	特型を制度を表現しています。 (特別を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	等まで 2億 1,030 510 510 300 510 300 100 50 40 10 2,080 510 410	の2倍	

5 留意

事項

- ・土・日、祝日におけるサブアリーナの専用利用については、原則として月の過半数を個 人利用として確保する。
- ・サブアリーナは、平常時は原則として個人利用スペースとして開放し、卓球4台、バドミントン2面、バスケットボール(1ゴール)3面を常設する。
- ・メインアリーナー般開放日は、毎月第1土曜日の全面終日とする。
- ・サブアリーナ個人利用日(固定)は、毎月第3日曜日終日とする。 ※一般開放日が全国・関東規模の大会等と重複した場合は、前後の日程で確保する。
- ・トレーニングルームの利用については、事前に利用者講習会を受講させ、受講対象は 15歳以上の者 (中学生を除く) とする。
- ・トレーニングルーム利用者講習会は、月4回程度(平日は夜間2回、土・日、祝日は日中2回)開催する。
- ・スポーツサウナを利用するには、個人利用登録を必要とする。
- ・スポーツサウナの中学生以下のみの利用は認めないこととする(保護者同伴が必要)。

2 小田原テニスガーデン

(小田原市蓮正寺 83-1 電話 0465-37-4711)

区分1	区分2	内 容			
1	_	テニス・ソフトテニス競技の普及振興を図るとともに、生涯スポーツの活			
施設		動を推進する。			
目的					
2	竣工・開放	竣工:平成9年6月、開放:平成9年8月			
施設	構造・規模	敷地面積:17,010 m²			
概要		駐車場:97 台(臨時駐車場含む)			
		(内訳)舗装駐車場 47 台、臨時駐車場(P3): 50 台			
		・砂入り人工芝 16 面 (うち夜間照明8面、平均照度 5001x)			
		収容人員:椅子1,600席、芝生約1,000席			
		<u>•管理棟</u>			
		鉄筋コンクリート造2階建、面積 490 ㎡			
		(1階)談話ロビー、事務室、 男女更衣室:男・女各 21 ㎡ ロッカー・温水シャワー付設ト			
		イレ			
		(2階)会議室×3			
		・運営棟			
		鉄骨造平屋建、面積 86 m²			
		・ 倉庫(1か所)及び外トイレ			
		鉄筋コンクリート造2階建て、面積 98 ㎡			
	利用状況				
		平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
		155, 725 人 163, 402 人 145, 169 人 90, 332 人			
		※令和2年1月6日~2月26日			
		照明改修工事のため北側コート閉場			
		※令和2年4月3日~4月28日			
		新型コロナウイルス感染症対策のため原則休場(新規予約不可)			
		※令和2年4月29日~6月19日 新型コロナウイルス感染症対策のため閉場			
		※令和3年1月8日~3月7日			
		新型コロナウイルス感染症対策のため閉場			
	 利用時間	午前9時~午後9時			
	休場日	12月28日~翌年1月3日			
3	_	全国私立短大テニス大会、関東テニス選手権、オダワラキャッスル杯、神			
 主な		奈川県テニス選手権、かながわシニアフェスタ、全日本県予選会、小田原			
大会		テニス選手権、小田原リーグ戦、小田原ジュニアテニス選手権、西湘地区			
		少年少女ソフトテニス新人大会、市民総合体育大会など			
		- 1 - 2 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			

4	_	区分	金額等
利用			
料金		市民等	620円(1面1時間)
村並		市民等以外	1,250円(1面1時間)
		夜間照明使用料	510円(1面1時間)
		※上記の市民等とは、小田原市、南	, 可足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、
		大井町、松田町、山北町、開成町	丁、足柄下郡箱根町、真鶴町、湯河原町
		の区域内に居住し、通勤し、又は	は通学する個人又は事業所等のある団体
		をいい、「市民等以外の者」とは	、これらの者以外の者をいう。
		※照明点灯時間	
		午後4時から点灯…11月1日か	ら1月31日まで
		午後5時から点灯…9月1日かり	ら 10月 31 日まで
		2月1日かり	ら3月19日まで
		午後6時から点灯…3月20日か	ら5月31日まで
			ら8月31日まで
		午後7時から点灯…6月1日かり	ら7月19日まで
5	•一般開放日	として、毎月第1日曜日、第2土曜	望日、第4土曜日及び日曜日は一般用と
留意	して8面を	確保する。また、当該日に大会を行	う場合は、利用面数を8面以下とする。
事項	※一般開放	女日が全国・関東規模の大会等と重複	復した場合は、前後の日程で確保する。
	・大会利用に	は、原則午前9時から午後5時までと	とする。ただし、照明点灯時間が午後6
	時以降であ	5る3月20日から8月31日に限り、	最大で8面までは午後6時までの延長
	が可能とす	つる。また、照明点灯時間が午後4時	特である11月1日から1月31日までの
	間で、一般	设開放日と同日の場合は午後4時ま ⁻	での利用とする。
	・管理棟2階	その会議室は、大会開催時を除き東宮	『水地区の自治会にのみ貸し出すことが
	できること		
		/ 20	

3 城山陸上競技場

(小田原市城山 2-29-1 電話 0465-22-3549)

区分 1	区分2	内 容
1		陸上競技、サッカー、ラグビー等の多目的なスポーツの普及及び競技力の
施設		向上を図るとともに、生涯スポーツの活動を推進する。
目的		
2	竣工・開放	竣工:昭和30年10月
施設	構造・規模	公認種別:公益財団法人日本陸上競技連盟第二種公認
概要		敷地面積: 44, 298 ㎡
176.5		舗装駐車場:約50台、臨時上駐車場:約50台、臨時下駐車場:約50台
		<u>・メイントラック</u>
		全天候型舗装走路 1周 400m 直走路 150m 8コース
		走高跳2、走幅跳(三段跳を含む)6、棒高跳4
		・投てき場 円盤投げ・ハンマー投げ兼用1、砲丸投げ1、やり投げ2
		・サブトラック
		1 周 130m 3 コース 直走路 60m 5 コース
		<u>· 収容席</u>
		メインスタンド席 約 2,850 人、芝生席 約 7,700 人
		<u>•管理棟</u>
		鉄筋コンクリート 2 階建、面積 1,608 ㎡
		(1階) 雨天走路 (4m×50m)、ホール、事務所、放送室、印刷室、
		医務室、湯沸室、男女更衣室(ロッカー、シャワー室、アイ スバス付設)、器具庫、トイレ
		(2階)ホール、会議室×2(うち1室可動間仕切で2室分割可能)、
		トレーニングルーム、応接室、湯沸室、資料室、トイレ
		・ダッグアウト
		鉄筋コンクリート造平屋建、面積 940 ㎡
		(1階) 第1本部、第2本部、記録室、審判室、放送室、保管庫、
		器具庫
		<u>•倉庫(3棟)</u>
		軽量鉄骨造平屋建、面積 132 ㎡
		木造平屋建、面積 48 ㎡
		コンクリートブロック造平屋建、面積 17 ㎡ ・特別観覧席
		: 付別販見所
		・トイレ (3棟)
		鉄筋コンクリート造平屋建、面積 14 ㎡(スロープ上)
		鉄筋コンクリート造平屋建、面積 12 ㎡(サブトラック)
		鉄筋コンクリート造平屋建、面積 50 ㎡ (正門下)

2	利用状況	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
施設		107,000 人	109,077 人	70,566 人	41,530 人	-			
概要		※令和元年 12 月 [×]	※令和元年 12 月~令和 2 年 3 月						
		改修工事のためトラック閉場							
		※令和2年3月3	※令和2年3月3日~4月28日						
		新型コロナウイ	ルス感染症対策の	つため原則休場(新	規予約不可)				
		※ 令和2年4月2	9日~6月30日						
		新型コロナウイ	ルス感染症対策の	のため閉場					
		(トラックのみ	令和2年4月29	日~6月19日)					
		※令和3年1月8	日~3月7日						
		新型コロナウイ	ルス感染症対策の	りため閉場					
	利用時間	午前9時~午後9	時						
	休場日	12月28日~翌年	1月3日						
3	_	神奈川県陸上選手	F権大会、神奈川	具高校総体西地区 ³	予選会、神奈川県高	事校			
主な		新人戦大会、神奈	※川県高校新人戦	西地区予選会、西洋	相地区高校記録会、	中			
大会		体連西地区記録会	会、全国女子ラグ	ビー選手権大会、神	申奈川県高校ラグと	<u> </u>			
				大会、県西ブロック					
		大会、市民総合体	育大会、各中学校	交・高等学校のスホ	ペーツテスト・体育	:祭			
4	_	□城山陸上競技場(メイントラック)(. 区 分		午後5時~9時 午前9時7時	~午後5 正午~午後9時	·午後9			
利用		器具器材を 市民 使用する 市民 器具器材を 市民	以外 16,960	7,170 19,850 5,650 6,280	11,300 33,930 8,530 11,930	14,710			
料金		専用利用 使用しない 市民 サッカー 市民	以外 14,180 3.等	16,960 16,230 1時間につき 1,560P	28,280 33,200 F	44,510			
		#田利田 市民	已以外 已等 已以外	1時間につき 4,700P 1人1回につき 100P 1人1回につき 300P	9				
		市民の年間共用利用料金 高校 高校	5生以上 5生	1人 1,880円 1人 880円					
		□城山陸上競技場(会議室・トレー. 場 所 収	ニングルーム)(単位:円) 容人数 午前9時~正午 正午~	午後5時~9時 午前9時	~午後5 正午~午後9時 午前9時~	·午後9			
		会議室2 会議室3	35名 35名 730	1,150 830	1,880 1,980	2,770			
		会議室4 トレーニングルーム	20名 100名 1,150	1,510 1,400	2,610 2,980	4,130			
		「市民以外」とは、これらの者以外を	をいう。	通学する個人又は事業所等のある団体? 上郡中井町、大井町、松田町、山北町					
		開成町、足柄下郡箱根町、真鶴 ※入場料を徴収する場合	町、湯河原町の区域内」とする。						
			り場合においては、規定する利用料金	斗金の額の2倍に相当する額に満たないと の額の2倍に相当する額を使用許可の関					
5	・大会利用に	L は、原則として午後	5 時までとする。						
留意	・大会開催時	芽は、原則として会	議室及びトレーニ	ニングルームの利用	を認めない。				
事項	部活動での)共用利用は、原則	」として事前予約る	こし、利用者数は2	00 人を限度とする	0			
	・陸上競技の	の専用利用は、原則	」として利用者が	100 人以上とし、50	0人以下は認めない	· _o			
	ただし、哲	设てき利用はこの限	りでない。						
	・サッカー・	・ラグビー等の球技	をの専用利用は、)	原則として複数チー	-ムによる大会等の	D試			
	合形式の利	川用のみとする(個	人・部活動での約	東習・合宿での専用	利用は認めない)。				
	・臨時上駐車	国場及び臨時下駐車	場は、城山庭球場	易と共用利用とする	0				

4 小峰庭球場

(小田原市城山 3-30-22)

区分1	区分2		内	容			
1	_	テニス・ソフトテ	テニス・ソフトテニスの競技・練習施設の確保及び普及促進を図る。				
施設							
目的							
2	竣工・開放	竣工:平成元年3	月、開放:平成元	年5月			
施設	構造・規模	敷地面積 2,400 m	n ²				
概要		舗装駐車場:9台					
		・全天候型硬式テニ	ニスコート2面				
		・トイレ及び器具属	1 (更衣室併用)	1棟			
		東屋(休憩室) 1	棟				
	利用状況		I	T			
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
		7, 132 人	6,688 人	6,443 人	4,356 人		
	利用時間	午前9時~午後5	 時				
		(ただし、11月1	日~翌年1月31	日は、午後4時まで	€)		
	休場日	12月28日~翌年	1月3日				
3	_	なし					
主な		個人利用のみとし	、大会利用は不可	「とする。			
大会							
4	_						
利用		区	分	金額	\$		
料金		市民		360円(1面1時間	引)		
		 ※市民とは、小日	※市民とは、小田原市内に居住、通勤、通学する個人又は事業所等のある団				
		体をいう。	· · · · · · ·				
5	·個人利用∂	つみとし、大会利用	は不可とする。				
留意							
事項							

Ⅱ 利用料金等

1 利用料金

(1) 留意点

指定管理者が徴収する利用料金は、条例及び規則で定めた額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定めます。したがって、施設利用に係る利用料金(消費税及び地方消費税を含む)は、指定管理者の裁量のみで決定することはできません。

(2) 条例及び規則で定めた額

各施設とも、「I 施設の概要 | 掲載の「区分1 | の「4 利用料金 | 欄参照

2 現行の減免基準(現行制度)

(1) 留意点

ア 指定管理者は、市と同様の減免を行うこととします。

イ 利用料金等の減免について、減免がなされた後の収入金額をもとに、指定管理料を定めていくこととなり、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

(2) 減免基準

- 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
 - ·「小田原市総合文化体育館条例」

第11条 指定管理者は、市長の定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金 を減額し、又は免除することができる。

•「小田原市総合文化体育館条例施行規則」

- 第8条 条例第11条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1)市が公用のため使用する場合(市立幼稚園、市立小学校又は市立中学校が使用する場合を除く。) 免除
- (2)公益財団法人小田原市体育協会又はその加盟団体が全市的な体育行事を開催するため使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
- (3)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
- (4)前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除
- 2 条例第 11 条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可 の申請をする際に申請しなければならない。

「申請に対する審査基準」

- ① 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が主催する「小田原・足柄下地区中学校総合体育大会」及び「小田原・足柄下地区新人大会」の会場として使用する場合 免除
- ② 県西ブロック中学校体育連盟が主催する「県西ブロック総合体育大会」に使用する場合 免除
- ③ 神奈川県中学校体育連盟が主催する「神奈川県総合体育大会」に使用する場合 免除
- ④ その他、中学校体育連盟の「関東大会」及び「全国大会」ならびにそのプレ大会、強 化練習等の当該大会の準備としての使用であると市長が認めた場合 免除

- ⑤ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会県予選」及び「全国高等学校大会県予選」に使用する場合 2分の1減額
- ⑥ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会」及び「全国高等学校大会」 に使用する場合 免除
- ① 国民体育大会の強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを市長が認めた場合 免除
- ⑧ 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除
- ⑨ 上記の他、大会や主催団体の性格上、減額又は免除することが適当であると指定管理者が認めた場合 免除又は指定管理者が必要と認める額の減額

■ 小田原テニスガーデン

・「小田原テニスガーデン条例」

第9条 指定管理者は、市長が定める基準に従い必要があると認めるときは、利用料金を 減額し、又は免除することができる。

・「小田原テニスガーデン条例施行規則」

- 第6条 条例第9条の規定により利用料金を減額し、又は免除する基準は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)小田原市、神奈川県又は国が公用のため使用する場合 免除
 - (2)市内の小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合 免除
 - (3)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(市内の小学校、中学校及び幼稚園を除く。)及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設(市内の児童福祉施設を除く。)が使用する場合 設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
 - (4)公益財団法人小田原市体育協会が体育行事を開催するため使用する場合 免除
 - (5)公益財団法人小田原市体育協会の加盟団体が体育行事を開催するため使用する場合 合設備の利用料金を除く利用料金の2分の1の額の減額
 - (6)前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める場合 指定管理者が定める額の減額又は免除
- 2 条例第9条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可の 申請をする際に申請しなければならない。

・「申請に対する審査基準」

- ① 小田原・足柄下地区中学校体育連盟が主催する「小田原・足柄下地区中学校総合体育 大会」及び「小田原・足柄下地区新人大会」の会場として使用する場合 免除
- ② 県西ブロック中学校体育連盟が主催する「県西ブロック総合体育大会」に使用する場合 免除
- ③ 神奈川県中学校体育連盟が主催する「神奈川県総合体育大会」に使用する場合 免除
- ④ その他、中学校体育連盟の「関東大会」及び「全国大会」ならびにそのプレ大会、強 化練習等の当該大会の準備としての使用であると市長が認めた場合 免除
- ⑤ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会県予選」及び「全国高等学校大会県予選」に使用する場合 2分の1減額
- ⑥ 神奈川県高等学校体育連盟が主催する「関東高等学校大会」及び「全国高等学校大会」 に使用する場合 免除
- ⑦ 国民体育大会の強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを市長が認め た場合 免除

- ⑧ 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除
- ⑨ 上記の他、大会や主催団体の性格上、減額又は免除することが適当であると指定管理者が認めた場合 指定管理者が定める額の減額又は免除

■ 城山陸上競技場及び小峰庭球場

- •「小田原市体育施設条例」
 - 第9条 公用又は公益事業のため体育施設を使用するとき又は市長が特別の理由がある と認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

•「小田原市体育施設条例施行規則」

- 第3条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定に基づき、 当該各号に定める基準により減額し、又は免除する。
 - (1)学校、社会教育団体その他これらに類する団体が使用する場合
 - ア 入場料を徴収するとき 使用料の3分の1に相当する額の減額
 - イ 入場料を徴収しないとき 使用料の2分の1に相当する額の減額又は免除
 - (2)小田原市が公用のために使用する場合 免除
 - (3)前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と 認める額の減額又は免除
- 2 前項の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、小田原市体育施設使用料減額(免除)申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、申請した者に小田原市体育施設使用料減額(免除)決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

「申請に対する審査基準」

- (1) 学校、社会教育団体その他これらに類する団体が使用する場合
 - イ 入場料を徴収しないとき 使用料の2分の1に相当する額の減額又は免除
 - ① 市内の小学校、中学校及び幼稚園並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第7条に規定する市内の児童福祉施設が使用する場合 免除
 - ② 市内の中学校が部活動で使用する場合及び小学校、幼稚園が同様の活動で使用する場合 免除
 - ③ 学校教育法第1条(昭和22年法律第26号)に規定する学校(市内の小学校、中学校及び幼稚園を除く。)及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設(市内の児童福祉施設を除く。)が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額の減額
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が適当と 認める額の減額又は免除
 - ① 小田原市、小田原・足柄下地区中学校体育連盟、足柄上・南足柄中学校体育連盟 (県西ブロック中学校体育連盟を含む)が主催する体育行事 免除
 - ② 小田原市スポーツ少年団本部及び小田原市子供会連合会が主催する体育行事 免除
 - ③ 小田原市老人クラブ連合会が主催するシルバースポーツ大会 免除
 - ④ 国民体育大会のリハーサル大会又は強化練習等の当該大会の準備としての使用であることを市長が認めた場合 免除
 - ⑤ 財団法人小田原市体育協会が体育行事を開催するため使用する場合 免除
 - ⑥ 財団法人小田原市体育協会の加盟団体が体育行事を開催するため使用する場合 使用料の2分の1の減額
 - ⑦ 上記の他、大会や主催大会の性格上、減額又は免除することが適当であると市長 認めた場合 免除又は市長が必要と認める額の減額

3 現行の還付基準(現行制度)

(1) 留意点

指定管理者は、市と同様の還付を行うこととします。

- (2) 環付基準
 - 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
 - •「小田原市総合文化体育館条例」
 - 第12条 既納の利用料金は、還付しない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
 - (1)体育館の施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が、その責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。
 - (2)許可使用者が、メインアリーナ又はサブアリーナの使用の許可を受けた場合において、メインアリーナの全面使用又はサブアリーナの使用にあっては使用の日の7日前までに、メインアリーナの部分使用にあっては使用の日の2日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可したとき。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。
 - 「小田原市総合文化体育館条例施行規則」
 - 第9条 条例第12条第2項の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設若しくは設備の 全部を使用できなかったとき又はサブアリーナの共用使用ができなかったとき 既納の利用料金の全額
 - (2)使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設若しくは設備の 一部を使用できなかったとき又はサブアリーナの共用使用に係る設備の全部若し くは一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額
 - (3)第5条第2項の規定により使用の変更の許可を受けた場合において既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき又は使用の取消しの許可を受けたとき次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる申請日に応じ、同表の右欄に定める基準により算定して得た額(使用日の変更の許可を受けた後に、変更後の使用日に係る使用の取消しの許可を受けた場合は、指定管理者が定める額)

区分	変更、取消しの申請日	還付基準		
メインアリーナの全	 使用日の6月前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
面使用に係る使用料	D/11 17 0 /1 111 00 C	既納の使用料の全額		
(当該使用に係る設	 使用日の7日前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
備使用料を含む。)	C/H I O T I III S C	既納の使用料の額の2分の1に相当する額		
サブアリーナの使用	 使用日の1月前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
に係る使用料 (当該使	D/11 F 7 1/1 11 00 0	既納の使用料の全額		
用に係る設備使用料	 使用日の7日前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
を含む。)	C/H I O T I III S C	既納の使用料の額の2分の1に相当する額		
メインアリーナの部	 使用日の7日前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
分使用に係る使用料	C/H I O T I III S C	既納の使用料の全額		
(当該使用に係る設	 使用日の2日前まで	変更にあっては差額の、取消しにあっては		
備使用料を含む。)	10/11 F 10 1 1 1 1 1 1 6 C	既納の使用料の額の2分の1に相当する額		

■ 小田原テニスガーデン

- ・「小田原テニスガーデン条例」
 - 第10条 既納の利用料金は、還付しない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は 一部を還付することができる。
 - (1)使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができないとき。
 - (2)使用者が、使用の日の2日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、 指定管理者が許可したとき。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

・「小田原テニスガーデン条例施行規則」

- 第7条 条例第10条第2項の規定により利用料金を還付する基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1)使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の全部を使用できなかったとき 既納の利用料金の全額
 - (2)使用者の責めに帰すことができない理由により、許可を受けた施設の一部を使用できなかったとき 指定管理者が定める額
 - (3)第4条第2項の規定により使用の変更の許可を受けた場合において既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき又は使用の取消しの許可を受けたとき次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる申請日に応じ、同表の右欄に定める基準により算定して得た額(使用日の変更の許可を受けた後に、変更後の使用日に係る使用の取消しの許可を受けた場合は、指定管理者が定める額)

区分	変更又は取消しの申請日	還付基準
* T	使用日の7日前まで	差額の全額
変更	使用日の2日前まで	差額の2分の1に相当する額
TF: 304	使用日の7日前まで	既納の使用料の全額
取消	使用日の2日前まで	既納の使用料の2分の1に相当する額

■ 城山陸上競技場及び小峰庭球場

•「小田原市体育施設条例」

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、天候その他使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責めに帰さない理由により使用できない場合で市長が認めたときは、その使用料の全部又は一部を還付する。

Ⅲ 収入及び利用実績

1 施設の収入実績

(1) 留意点

指定管理者の収入は、管理に係る委託料と利用料金制による利用料金に大別されます。(2) で今までの使用料の収入実績を示しますが、これまでの減免は今後も同様に行っていただくこ ととなりますが、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

(2) 過去4か年の収入実績(減免後の収入)

₩a⇒n ka	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
施設名	収入実績	収入実績	収入実績	収入実績
小田原市総合文化体育	72, 881, 030 円	70, 243, 291 円	69, 201, 389 円	30, 318, 923 円
館・小田原アリーナ	72,001,030 円	70, 243, 291 円	09, 201, 309 円	30, 316, 923 円
小田原テニスガーデン	22, 248, 565 円	26, 822, 989 円	24, 009, 963 円	14, 496, 237 円
城山陸上競技場	4, 471, 548 円	4, 333, 994 円	4, 405, 910 円	2, 263, 788 円
小峰庭球場	847, 440 円	762,840 円	853, 560 円	547, 920 円

※収入は施設使用料、自動販売機の電気使用料、電話使用料となっています。

なお、各施設の電話使用料の全てを小田原市総合文化体育館・小田原アリーナに含めています。

(3) 過去4か年の減免状況

施設名	平成 29 年度	平成30年度	平成元年度	令和2年度
小田原市総合文化体育	6, 448, 421 円	5, 524, 189 円	6, 803, 854 円	2, 673, 537 円
館・小田原アリーナ	0, 110, 121 1	0, 024, 100]	0,000,001 1	2, 013, 331]
小田原テニスガーデン	6, 740, 995 円	5,875,405円	5, 319, 370 円	2,371,015円
城山陸上競技場	1,825,660円	1,886,410円	1,571,035円	861, 105 円
小峰庭球場	0 円	0 円	0 円	0円

2 利用実績__

(1) 過去4か年のスポーツ施設利用実績(人数)

施設名	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	利用実績	利用実績	利用実績	利用実績
小田原市総合文化体育	397, 973 人	372,010 人	356, 343 人	138, 124 人
館・小田原アリーナ	591, 915 八	372, 010 X	330, 343 <u>/</u>	130, 124 八
小田原テニスガーデン	155,725 人	163,402 人	145, 169 人	90,322 人
城山陸上競技場	50,780 人	109,027 人	69,736 人	41,530 人
小峰庭球場	7, 132 人	6,688 人	6,443 人	4,356 人

※利用実績は延べ人数となり、大会等の先行予約による利用実績は、報告人数又は申請時の利用予想人数により算出しています。

W 収支状況

1 指定管理料の考え方

指定管理料は、当該施設の管理に係る経費を市が負担するものです。

算定の基本的な考え方は、指定管理者が当該施設を管理するのに必要な全ての経費から、当該施設の管理で得られる収入(施設利用料など)を差し引いた額が基本となります。

指定管理者に指定された者は、応募時に提出した事業計画書に提示した委託額を基本に、市と協議のうえ、協定を結びます。

なお、「利用料金制度」を導入しますので、各施設の利用料金は指定管理者の収入となります。

2 収支予算算出に係る資料

収入及び経費の一部について参考数値として提供するものです。

当然のことながら、応募にあたっては民間管理の優位性を発揮し、施設の利用促進と経費縮減、さらにサービス向上の面から、事業計画、管理経費を提案してください。

※「収支予算算出に係る資料」は20ページ以降のとおりです。

3 利用料金減免について

利用料金の減免については、減免がなされた後の収入金額をもとに、指定管理料を定めていくこととなり、指定管理料には減免相当額を含むものとなります。

4 修繕料について

指定管理者が行う施設の修繕に係る経費は、過去の経費をもとに算出する指定管理料に含まれています。修繕にあたっては優先順位を付けて実施し、緊急を要するものから順次行ってください。

V 備品の管理

1 備品の管理

施設に配備された備品の善良な管理をお願いします。

※「備品一覧」は22ページ以降のとおりです。

<u>VI その他</u>

1 その他のスポーツ施設の概要と使用状況

□ /\	+/->n.hm am	令和元	令和元年度		令和2年度	
区分	区分加加数据要		収入実績 (円)	利用者実績(人)	収入実績(円)	
城山庭球場	小田原市城山 3-10-20 面積 12, 363 ㎡ クレーコート 8 面	13, 096	757, 575	7, 081	397, 950	
城内弓道場	小田原市城内 4-27 面積 1,081 ㎡	7, 357	350, 900	263	6, 900	
酒匂川スポーツ広場	小田原市寿町 5-22-29 面積 97,816 ㎡ 野球場 2 面 サッカー場 2 面 ソフトボール場 4 面 少年野球場 2 面 ゲートボール場 6 面 芝ゲートボール場 4 面	107, 836	(無料施設)	67, 573	(無料施設)	
鴨宮運動広場	小田原市酒匂 967 面積 8,750 ㎡	10, 532	(無料施設)	4, 812	(無料施設)	
学校運動場 夜間照明施 設	酒匂中学校 国府津小学校 豊川小学校	5, 365	711, 000	1, 446	263, 000	
関東学院大 学(小田原 キャンパ ス) グラウ ンド	小田原市荻窪 832-2 の一部及び 1231-3の 一部 多目的グラウンド1面	_	_	49	0 (無料施設)	

[※]関東学院大学(小田原キャンパス)グラウンドについては、令和3年2月1日から市民開放しており、利用者実績については予約の件数です。

Ⅲ 参考資料

1 配置人員(令和2年度の状況)

(1) 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

運営管理業務	配置人員数 (人)
総括責任者(館長)	4 (APE 31APE) 188AP 4 18 A 2 24 EP)
管理運営職員 (副館長)	4 (館長・副館長は開館中どちらか常駐)
受付案内業務	配置人員数(人)
事務・受付チーフ	1~2 (平日)
事務・受付スタッフ	2 (平日午後5時以降、土、日、祝日)
トレーニング指導業務	配置人員数(人)
トレーニング主任指導員	$2\sim 3$
トレーニング指導員	2.03
トレーニング指導員(利用説明会)	1 (週4回)
スポーツサウナ受付業務	配置人員数(人)
スポーツサウナ受付スタッフ	1
設備運転保守業務	配置人員数(人)
維持管理主任	2
維持管理職員(競技用器具管理業務含む)	2
清掃業務	配置人員数(人)
清掃チーフ	1(午前)午前8時から午後0時まで
清掃スタッフ	2 (午後) 午後1時から午後5時まで
	1 (夜間) 午後 5 時 30 分から
	午後 9 時 30 分まで
自主事業	配置人員数(人)
指導員 (健康運動教室)	 教室開催時
指導員 (運動教室)	
イベント・企画業務	配置人員数(人)
イベント・企画運営業務スタッフ	適時

(2) 小田原テニスガーデン

運営管理業務	配置人員数(人)	
総括責任者(小田原アリーナ館長が兼務)	0 (館長・副館長が随時見回り)	
設備運転保守業務	配置人員数(人)	
管理・受付チーフ	1	
管理・受付スタッフ	1	

(3) 城山陸上競技場

運営管理業務	配置人員数(人)	
総括責任者 (小田原アリーナ館長が兼務)	O (館長・副館長が随時見回り)	
運営管理業務	配置人員数(人)	
管理運営職員	1 0	
管理・受付チーフ	1~2 VEDA 1 12 VEB 25	
管理・受付スタッフ	※平日は1人が半日勤務	
管理運営職員	$2\sim4$	
管理・受付スタッフ	· ※土、日、祝日、大会日	

(4) 小峰庭球場

運営管理業務	配置人員数(人)
総括責任者(小田原アリーナ館長が兼務)	0 (館長・副館長が随時見回り)
施錠・点検・清掃 (城山陸上競技場の管理・受付スタッフが 兼務)	0 (城山陸上競技場の管理・受付スタッフが随 時見回り)

2 収支予算算出に係る資料

(1) 収入(過去4か年)

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
指定管理料	97, 960, 000 円	98, 878, 000 円	110, 138, 534 円	162, 734, 187 円
利用料収入	100, 448, 583 円	102, 163, 114 円	98, 470, 822 円	47, 626, 868 円

- ※自主事業収入等は除く
- ※平成30年度は工事に伴う閉場補填918,000円を含む
- ※令和元年度は工事に伴う閉場補填 7,377,000 円及び新型コロナウイルス感染症感染症に係る補填 4,385,000 円を含む
- ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染症に係る補填61,904,139円を含む

(2) 光熱水費等の状況(過去4か年)

(千円)

	項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
光熱	熟水費	36, 060	37, 078	40, 226	25, 860
	電気料	23, 674	24, 778	27, 757	18, 262
	ガス料	7, 706	8, 320	8,060	4, 752
	上下水道	4, 680	4, 980	4, 409	2, 846
通信	言費	801	848	876	945

(3) 修繕の状況(過去4か年)

① 過去4か年の状況(指定管理者実施)

ア 4施設全体

(千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
1,715	1, 703	1, 039	840

イ 主な修繕内容(過去4か年)

	小田原アリーナ	小田原テニスガーデン	城山陸上競技場	小峰庭球場
	メインアリーナ空調機電源モジュール交換	人工芝部分張替え	管理棟ガラス交換	
	研修室、会議室ブラインドからカーテンに交換	コート内倉庫丁番補修	光波測定器修理	
平	冷温水発生機炎検出器交換	消防用受信機バッテリー交換	量水器水漏れ補修	
成	煙感知器交換	スパイラルギヤ修理	スピーカー用支柱撤去工事	
29	更衣室ロッカー整備	硬式ネット修理	器具庫電動シャッター修理	
年	舗装駐車場ライン補修	夜間照明用配線工事	トレーニングルーム窓補修	
度	煙感知器交換			
	卓球台補修			
	東側通路フェンス補修			
	フィットネススタジオ他空調機電源モジュール交換	硬式ネット修理	消防用受信機バッテリー交換	
	フィットネススタジオ空調機電動二方弁交換	器具庫及びフェンス支柱補修	スプリンクラー修理	
	サウナ遠赤ヒーターエレメントの交換	硬式ネット修理	スズメバチの巣駆除	
	トレーニングルームシャワー室混合栓交換		観覧席階段補修	
平	大会議室壁紙補修		倒木撤去	
成	メインアリーナ美術バトンワイヤー乱巻き補修		放送設備修理	
30	臨時駐車場整備費		乗用スイーパー修理	
年	非常用発電機燃料地下タンクパッキン交換		乗用スイーパーブラシ交換	
	煙感知器交換		倒木撤去	
	券売機紙幣識別器交換		倒木、倒竹撤去	
	舗装駐車場ポール交換			
	トレーニングルーム空調機電動二方弁修理			
	プロジェクター修理			
	メインアリーナ観客席手すり修理	硬式ネット修理	倒竹撤去	注意事項案内看板補修
	P2駐車場入口支柱補修		スズメバチの巣駆除	
	障害者トイレ手すり補修		倒木撤去	
令	貯湯槽ドレンバルブ交換		観覧席擁壁補修	
和	券売機プログラム書き換え			
	バスケゴールリング交換			
年	空調機用冷温水補給水減圧弁交換			
	舗装駐車場フェンス補修			
	メインアリーナ空調機電源ユニット交換			
	危険物標識交換			
	機械室B空調機電源モジュール交換			
	エントランスホール天井補修	硬式ネット修理	トラック内壁塗装補修	東屋支柱補強工事
令	スズメバチ巣の撤去	券売機カセットチューブ交換	審判台塗装補修	
和	メインアリーナ空調機電源モジュール交換	フェンス支柱修理	駐車場ライン塗装補修	
2	メインアリーナ空調機電源モジュール交換	コート内壁塗装補修		
	研修室前トイレつまり補修			
度	雑用水加圧給水ポンプベアリング交換			
	更衣室塗装補修			

② 留意点

施設・設備の大規模修繕等(30万円以上)は市が定めた額の範囲で市が行う。